

都市公園への防犯カメラの設置について

【経過】

近年、地域の中においては、都市公園も含めた人が多く集まる場所や施設は、設置した目的に反し、騒音問題や利用者のマナー等の問題から苦情の要因となっています。

具体的には、夜中に若者たちが集まり、騒ぎ、ごみを散らかすなどし、近隣住民の日常生活に支障をきたしている公園等もあり、地域の皆様の自主的なパトロールや警察の巡回、立看板の設置等では目立った効果が得られない事例が散見されています。

このような現状の中で、都市公園内での迷惑行為や犯罪行為の抑止力や防犯上の有効な手段として、自治会等から都市公園内への防犯カメラの設置要望が増えてきていることから、一定の条件を満たした場合に自治会等が都市公園への防犯カメラの設置を行えるようにしました。

【防犯カメラを設置するにあたっての基準等】

- 設置団体 当該都市公園が属している自治会や隣接するマンション管理組合等。
- 目的 都市公園内での迷惑行為や犯罪行為の抑止のため。
- 要件
 - (1) 都市公園内で犯罪等が発生し、又は発生のおそれがあること。
 - (2) 防犯カメラの設置について、設置団体の構成員その他地域住民の全員又は大多数の合意があり、それを証する議事録等の書類を市に提出できること。
 - (3) 防犯カメラ及び画像の適正管理が可能な体制を整えていること。
- 管理 設置団体が行う。

【手続き等】

設置許可申請書に必要書類を添付し公園課（津久井地域の公園については津久井地域環境課）に提出し、許可を受けてください。

【その他】

- 詳細については、公園課（津久井地域の公園については津久井地域環境課）までお問合せください。

公園課 管理班
担当 渡辺
電話 042-769-8243
津久井地域環境課
担当 小宮
電話 042-780-1404

都市公園への防災倉庫の設置に係る面積等の見直しについて

【経過】

東日本大震災以降、地域での防災意識が高まり、各自治会や自主防災隊の活動も活発になってきており、今までよりも多くの品目や量の災害用備蓄品を備蓄する必要性が出てきています。

また、市が平成25年度から平成27年度の3ヵ年かけ、緊急的に自主防災力向上交付金を各地区自治会連合会に交付し、地区自治会連合会が防災用品等を各自治会に配布等を実施し、加えて市が直接、各地区自治会連合会に初期消火活動用資機材（可搬動力ポンプ・スタンドパイプセット）の配備を行いました。

こうしたことから、各自治会での防災用品等に係る収納スペースが以前より多く必要になっており、都市公園に設置する防災倉庫の要望も従前より大きなものが増えていくことから、設置面積等の見直しを行いました。

【変更点】

(1) 設置面積について

「8. 10㎡以内」 → 「10㎡以内、ただし公園敷地に対する建築物の総設置面積の割合が2%を越えない範囲」

(2) 1棟あたりの面積の上限について

「4. 05㎡以内」 → 廃止（ただし10㎡以内）

(3) 1箇所の都市公園に設置を許可する個数について

「300㎡以上 2個以内、300㎡以下 1個」 → 廃止

【手続き等】

設置許可申請書に必要書類を添付し公園課（津久井地域の公園については津久井地域環境課）に提出し、許可を受けてください。

【その他】

- 市の許可なく設置している防災倉庫については、公園課（津久井地域の公園については津久井地域環境課）に設置許可申請書を提出していただきます。
- 改正後の基準に不適合な既存の防災倉庫については、基準に適合するように指導を行っていきます。
- 基準を超える防災倉庫の設置（再設置を含む）については、認めません。
- 詳細については、公園課（津久井地域の公園については津久井地域環境課）までお問合せください。

公園課 管理班
担当 渡辺
電話 042-769-8243
津久井地域環境課
担当 小宮
電話 042-780-1404